

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和3年10月定例会  
(10月28日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和3年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月28日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 議席の指定	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 会議録署名議員の指名	5
日程第 4 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について	5
日程第 5 議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について	6
日程第 6 議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第1号)	16
日程第 7 エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長報告	18
日程第 8 一般質問	22
閉 議	43
管理者挨拶	43
閉 会	44



令和3年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和3年10月28日（木曜日）

出席議員（15人）

1番	金谷康弘	議員	2番	清水健一	議員
3番	山崎正男	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	8番	中澤広行	議員
9番	山崎雄平	議員	10番	茂木弘伸	議員
11番	須田勝	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	監査委員	中澤康光
監査委員局長	土屋輝夫	事務局長	木村毅
消防長	石坂勝義	副消防長兼 警防課長	南安彦
消防署長	星野光一	会計管理者	中山久子
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 管理係長	柴崎憲一
清掃センター長	荒井一浩	環境クリーン センター所長	永井茂久
消防本部長 総務課	角田泰紀	消防本部長 予防課	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係	石田徹
消防本部 総務課庶務係長	原澤武志	事業課施設係長	山本豊彰

---

事務局職員出席者

書記長	平澤和弘	書記	入澤仁
書記	荻野隆寿	書記	加藤茉規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年10月28日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議席の指定
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について
  - 第 5 議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
  - 第 6 議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）  
（提出者説明、質疑、討論、表決）
  - 第 7 エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長報告  
（委員長報告、質疑）
  - 第 8 一般質問
- 

会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

午前10時

議長（望月昭治議員） おはようございます。これより令和3年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままで発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどお願い申し上げます。

---

## 開 議

午前10時

議長（望月昭治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

---

## 諸 般 の 報 告

議長（望月昭治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、このほど組合議会議員の異動がありましたので、この際ご紹介いたします。自席にてご起立を願います。

渋川市議会選出、山崎正男議員。

また、公職選挙により、引き続き高木勉渋川市長が管理者となりました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第1 議席の指定

議長（望月昭治議員） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび新たに組合議会議員になられました山崎正男議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において3番、山崎正男議員、以上のとおり指定いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（望月昭治議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## 日程第3 会議録署名議員の指名

議長（望月昭治議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番、金谷康弘議員、9番、山崎雄平議員を指名いたします。

---

## 日程第4 議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について

議長（望月昭治議員） 日程第4、議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

（8番中澤広行議員午前10時03分退席）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第11号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について議案のご説明を申し上げます。

本組合の監査委員でありました田邊寛治氏が令和3年8月23日に失職したことに伴い、その後任者として中澤広行氏を選任したいと思います。

地方自治法第196条第1項及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合同規約第10条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中澤広行氏の生年月日及び住所は、記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長（望月昭治議員）** これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

（8番中澤広行議員午前10時05分出席）

---

## 日程第5 議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

**議長（望月昭治議員）** 日程第5、議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について提案理由を申し上げます。

令和2年度予算の執行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、関係機関と連携、協力をしつつ、おおむね計画どおり事業を実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

ふるさと市町村圏事業では、広報事業、防火活動推進事業等を行いました。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。

また、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。

火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を

行い、良好な施設管理に努めました。

ごみ処理事業では、ごみ処理業務の円滑な運営を図るため、運転管理業務を民間委託し、老朽化した清掃センターの各種機器の補修及び更新工事を行い、処理業務の遂行に努めました。

し尿処理事業では、環境クリーンセンターの処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を民間委託し、各設備機器の点検整備を行い、処理機能維持に努めました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設、装備の充実強化に努めました。

車両関係では、本署に水槽付消防ポンプ自動車及び資機材搬送車を配備し、南分署に高規格救急自動車を配備しました。

また、現在計画的に進めている消防庁舎建設等事業では、南分署の建設工事に着手したほか、東分署の基本設計業務委託を実施しました。

令和2年度における主要な事業は以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（望月昭治議員）** 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

中澤監査委員。

（監査委員中澤康光登壇）

**監査委員（中澤康光）** 監査委員を代表して、令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれ要点のみ報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法等関係法令に適合して作成され、かつ計算に誤りがないか、収支が適法であるかなどについて8月2日から9月17日まで審査を行い、その意見書を10月15日に管理者へ提出いたしました。

第5の審査の結果であります。審査に付された決算書類は審査した限りにおいて関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理はおおむね適正であると認められました。

次に、第6、審査の内容の1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の本年度収入済額は32億4,323万円で、前年度に比べ2億8,008万円、9.5%の増加でありました。歳出の支出済額は31億1,081万円で、前年度に比べ2億1,879万円、7.6%の増加でありました。歳入歳出差引残額は1億3,242万円でした。

2ページをお開きください。2、決算収支の状況について、上段の表、左から2列目をごらんください。区分欄4行目の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、5行目の実質収支額は1億3,242万円となります。7行目の単年度収支額は6,843万円の黒字となっております。単年度収支額の中には実質的黒字要素である基金積立金と赤字要素である基金取崩し額が含まれておりますので、これを加減した最

下行の実質単年度収支額は2,716万円の黒字であります。

下段の表、歳入決算状況をごらんください。本年度収入済額の予算現額に対する収入率は99.2%、調定額に対する収入率は100%であります。収入済額は前年度に比べ2億8,008万円増加しております。不納欠損額は2万515円でした。前年度に比べ皆増となっております。収入未済額はありませんでした。

3ページ、款別歳入決算前年度比較表をごらんください。本年度収入済額の主な内訳は、1款構成市町村からの分担金及び負担金26億7,458万円、2款使用料及び手数料1億7,880万円、10款組合債2億4,560万円で、歳入総額の95.6%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な減少の内訳は、2款使用料及び手数料1,020万円、4款県支出金53万円及び9款諸収入1,086万円の減少であります。主な増加の内訳は、1款分担金及び負担金6,753万円、3款国庫支出金1,570万円、7款繰入金797万円、8款繰越金689万円及び10款組合債2億150万円の増加であります。

5ページをお開きください。続いて、(2)、歳出について申し上げます。上段の表、歳出決算状況をごらんください。本年度の支出済額の予算現額に対する執行率は95.1%で、支出済額は前年度に比べ2億1,879万円の増加であります。

次に、下段の表、款別歳出決算前年度比較表をごらんください。本年度支出済額の主な内訳は、2款総務費1億5,094万円、3款衛生費9億8,841万円、5款消防費16億3,411万円及び7款公債費3億3,447万円で、歳出総額の99.9%を占めております。

同じ表の右欄の前年度との比較における主な増加の内訳は、5款消防費2億2,359万円及び7款公債費1,031万円であります。

次に、公債費について申し上げます。少し飛びますが、16、17ページをお開きください。別表4-1でご説明いたします。組合債の年度別借入・償還状況一覧表であります。表の中ほど、令和2年度の状況です。16ページ左から3列目、令和2年度の未償還残高は18億6,440万円です。未償還残高は、平成26年度をピークに毎年減少しております。

17ページ左から2列目、令和2年度の元利償還額の合計は3億3,408万円で、前年度に比べ1,030万円、3.2%の増加でありました。

次に、18、19ページの別表4-2をお開きください。この表は、組合債の年度別区分別の元利償還額の内訳を示したものであります。表の最下行、未償還残高欄をごらんください。令和2年度末における元金の未償還残高の内訳は、18ページ左から2列目のごみ処理施設は11億9,316万円、4列目のし尿処理施設は2,887万円、6列目の火葬場・斎場は1,110万円、19ページ左から3列目の消防施設は6億3,126万円です。合計で18億6,440万円です。

戻りまして、6ページをお願いいたします。(3)、実質収支に関する調書について申し上げます。地方自治法施行規則第16条の2の様式に従って作成されており、計数は正確でありました。歳入歳出差引額は1億3,242万円で、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額は同額の1億3,242万円となり、黒字であります。そのうち6,621万円は、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられます。

次に、(4)、財産に関する調書について申し上げます。ア、公有財産の土地及び建物の本年度末現在高ですが、土地は15万7,519平方メートルで、前年度に比べ850平方メートル増加しております。建物は3万

230平方メートルで、前年度に比べ増減はありませんでした。

イ、物品では本年度末現在高は168点で、前年度に比べ5点減少しております。

次に、7ページ、ウ、基金であります。基金の状況の表をごらんください。基金の数は2基金で、まず区分欄1段目、財政調整基金の本年度末現在高は3億8,159万円で、決算年度中の増減高を加減すると前年度に比べ927万円減少しております。

次に、2段目のふるさと市町村圏基金の合計欄、本年度末現在高は10億2,850万円で、前年度に比べ115万円減少しております。なお、ふるさと市町村圏基金は現金以外に国債の債券運用を行っていましたが、満期となったため、現金化しています。

合計欄の最下段、本年度末現在高は14億1,010万円で、前年度に比べ1,042万円減少しました。

8ページをお開きください。最後に、第7の意見を読み上げさせていただきます。第7、意見。

令和2年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要の減少や感染拡大防止のための経済活動の抑制を余儀なくされるなど、甚大な影響を受けた。

国は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等の対策を行うとともに補正予算を編成し経済の回復に努めたが、依然として厳しい状況にあると思われる。

本組合の財政においては、財源の8割以上を構成市町村からの負担金が占める中、施設の老朽化が進行し、補修工事や消防庁舎建設などに要する経費の増加が見込まれる状態である。

このような厳しい財政状況の中、本年度は、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に取り組んだ。

本組合の決算状況について見ると、歳入は32億4,323万円、歳出は31億1,081万円で、前年度に比べ歳入が2億8,008万円、歳出が2億1,879万円の増加となった。

形式収支額は1億3,242万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額は同額の1億3,242万円となり、前年度実質収支額6,398万円を差し引いた単年度収支額は6,843万円の黒字となった。基金への積立てや取崩しを加減した実質単年度収支額も2,716万円の黒字であった。

歳入について見ると、前年度に比べ増加している主な要因は、組合債で消防庁舎建設等事業の消防債及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新の地方債等の増加である。また、市町村負担金は、消防職員の増員による人件費、し尿処理施設の公債費、消防施設公債費により増加している。使用料及び手数料については、コロナ禍の影響で事業系一般廃棄物処理手数料が前年度に比べ減少している。

歳出について見ると、衛生費においては、施設、設備の機能の維持に取り組んだ。清掃センターでは、焼却施設等の運転管理業務を民間委託し、各設備機器の点検整備や老朽化した各種機器の補修及び更新工事を行った。し尿処理施設の環境クリーンセンターでは、処理業務の効率化、安定化を図るため、運転管理業務を継続して民間委託し、各設備機器の点検整備を行った。

消防費においては、消防庁舎建設等事業が計画的に進められており、南分署の建設工事着手のほか東分署の基本設計等に着手した。車両関係では、高規格救急自動車を更新し、消防ポンプ自動車を災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車へ更新した。

歳出の主な増減を性質別に見ると、前年度に比べ、人件費、普通建設事業費、維持補修費、補助費及び公債費が増加し、物件費が減少している。

本組合の財源は、構成市町村の負担金が大部分を占めるため、職員一人一人が常に費用対効果を意識し、経費の削減等、効果的かつ効率的な運営に努められたい。

また、各施設の老朽化が進行していく中、施設の延命化とそれに係る修繕費の節減を図るため、長期的な整備計画を作成し、適正に保全していくよう努められたい。

本組合は、ごみやし尿処理施設、消防といった住民生活に密着した必要不可欠な業務を担っている。今後も限られた行政資源を最大限に活用し、安定的かつ継続的にサービスを提供できるよう努力されることを要望する。

以上で令和2年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明を申しあげました数値などについては要約して申しあげましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（望月昭治議員）** 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料をご用意ください。1ページをお願いいたします。1の実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は32億4,323万5,000円、予算現額に対する収入率は99.2%でありました。2の歳出総額は31億1,081万4,000円、予算現額に対する執行率は95.1%でありました。3の歳入歳出差引額は1億3,242万1,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額と同額の1億3,242万1,000円でございます。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6,621万6,000円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てているものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、2、財産に関する調書、1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括、区分欄上から2行目、その他の行政機関の上段、消防（警察）施設の土地（地積）欄をごらんください。決算年度中、850平方メートルの増となっております。これは、消防署東分署の更新に伴い、現在の東分署の隣接民有地を購入したものであります。建物につきましては、決算年度中の異動はございませんでした。

続きまして、最下段の合計で決算年度末現在高を申し上げます。土地が15万7,519平方メートル、建物が3万230平方メートルとなっております。

3ページをお願いいたします。2の物品であります。財務規則の規定によりまして取得価格が100万円以上のもの、また自動車につきましては排気量550cc以上のものを整理しております。区分欄1行目、普通自動車の減と2行目、軽自動車の増は、老朽化した事務局の車を更新したものであります。区分欄7行目、斎場関係機器の1台の増は、しらゆり聖苑の台車運搬車を更新したものでございます。区分欄下から4行目、消防関係機器1台の減は、令和2年度に更新いたしました消防ポンプ自動車に係る資機材の購入及び処分について相殺したもので、三連はしごが1台減となっております。区分欄下から3行目、救急

関係機器4台の減は、令和2年度に更新した高規格救急自動車に係る資機材の購入及び処分を相殺したもので、自動式心マッサージ器等が減となっております。区分欄最下行、その他の機器1件の減は、しらゆり聖苑の電話設備一式を更新したことにより、老朽化したものを廃棄したためであります。また、更新後の電話設備一式は100万円以下であるため、重要物品には計上してございません。

続きまして、3の基金であります、(1)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中の増減高は927万4,000円の減額であります。これは、令和元年度決算剰余金等3,237万2,000円を積み立てましたが、一般会計への繰入金として弁護士委託料、清掃センター焼却維持管理事業、環境クリーンセンター管理事業及び消防庁舎建設等事業に4,164万7,000円を充当し、相殺したものであります。決算年度末現在高は3億8,159万5,000円となりました。

(2)の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした事業に充てるために設置されたものでございます。区分欄1行目、現金の決算年度中の増減高は3億9,786万8,000円の増であります。これは、平成23年に購入した額面4億円の10年国債が満期償還となり、購入金額3億9,902万円と償還差益98万円を積み立てたものであります。また、令和元年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等165万8,000円及び決算超過分4,000円を積み立てましたが、一般会計への繰入金としてふるさと市町村圏事業に379万4,000円を充当し、相殺したものであります。2行目、有価証券の決算年度中の増減高は3億9,902万円の減で、先ほど申し上げた満期となった国債の購入額であります。決算年度末の現在高は10億2,850万8,000円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容につきましてご説明申し上げますので、決算関係議案書をご用意ください。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和2年度一般会計歳入決算事項別明細書につきましてご説明を申し上げます。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明を申し上げます。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄、26億7,458万6,000円は、分賦割合により納付をいただきました市町村負担金でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料1億7,579万5,985円は、事業系一般廃棄物1万442トン及び清掃センターへ直接搬入されました家庭系一般廃棄物1,276トンに対する手数料となっております。なお、不納欠損額2万515円は、全額事業系一般廃棄物処理手数料で、平成27年度に月ぎめ搬入業者が廃業し、徴収不能となったものにつきまして、消滅時効が成立したため、不納欠損処分を行ったものであります。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料288万9,600円は、消防法に基づく危険物の規制に係る設置、変更等の許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄2行目、緊急消防援助隊設備整備費補助金繰越明許分1,497万円は、消防署本署に配備いたしました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に対し交付されたものでございます。

5款財産収入につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。5款財産収入2項財産売払収入1目1節、備考欄、物品売払収入280万4,860円は、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、資機材搬

送車の3台を売却したものであります。

9款諸収入につきましては、11ページ、12ページをお願いをいたします。9款諸収入2項雑入2目1節、備考欄3行目の有価物売払収入2,302万3,710円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売払収入であります。5行目の再商品化委託返戻金633万4,138円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。6行目の高速自動車道救急業務支弁金335万1,780円は、高速自動車道における救急業務に対して東日本高速道路株式会社から支弁されたものであります。

3目1節弁償金、備考欄の原子力損害賠償金146万7,000円は、東京電力ホールディングス株式会社が福島原子力発電所事故に対して行った放射性物質濃度測定等の賠償金であります。

10款組合債1項1目1節消防債、備考欄1行目の消防自動車整備事業債1,300万円は、消防署本署に配備した資機材搬送車に関するものでございます。2行目の救急自動車整備事業債2,850万円は、消防署南分署に配備した高規格救急自動車に係るものであります。3行目の消防庁舎建設等事業債1億4,630万円は、令和2年度から3年度にわたり整備している消防署南分署の建設工事及び指令システムの移設工事等に係るものであります。4行目、消防指令システム機能強化整備事業債2,320万円は、6消防本部で共同設置している高崎指令センターの指令システム強化事業に係るものであります。最下行、消防自動車整備事業債繰越明許分は、2款国庫補助金でご説明をいたしました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に係るものであります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。13ページ、14ページをお願いをいたします。歳出の説明につきましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容についてご説明申し上げます。なお、目の全部が経常的な経費である場合は説明を省略をさせていただきます。また、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明を申し上げます。

1款議会費の執行率は76.8%でありました。

2款総務費の執行率は96.5%でありました。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものでございます。

ここで、各款にわたる人件費につきまして一括でご説明をさせていただきます。再任用職員を含む組合職員187人に対する給料、手当、共済費等の人件費の合計は、予算現額14億3,243万1,000円に対し、13億8,323万9,796円となり、執行率は96.6%でありました。主な不用額は、5款消防費における時間外手当、休日勤務手当等の執行残で、新型コロナウイルスの影響により、大会や訓練の出場日数や出場時間等が減ったことによるものであります。

備考欄最下行、一般経費は、事務管理に係る消耗品費、物品借上料等のほか、住民訴訟裁判に係る弁護士との訴訟委任契約に基づき、委託料を支払ったものでございます。15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄下から3行目、派遣職員給与費は、渋川市、吉岡町からの派遣職員4人分に係る給与費等の負担金であります。備考欄最下行、庁舎管理事業は、組合庁舎の施設維持管理を行うもので、光熱水費のほか借地料となっております。

17ページ、18ページをお願いをいたします。下段の2項ふるさと市町村圏事業費は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して事業を実施いたしました。1目活動事業費の備考欄2行目、防火活動推進事業は、

防火を呼びかける火災予防運動ポスターを作成し掲示をしたほか、圏域の小中学生を対象といたしました防火ポスター募集に係る参加賞の購入をいたしました。

19ページ、20ページをお願いいたします。中段下の3款衛生費の執行率は94.7%でありました。1項1目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めました。備考欄1行目、在宅当番医制事業、2行目、歯科在宅当番医制事業、最下行、病院群輪番制病院事業の3事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

2目は夜間急患診療所費であります。備考欄最下行、夜間急患診療所管理事業は、年間を通して午後7時から午後10時まで内科、外科及び小児科の初期診療を実施することにより、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、渋川地区医師会に診療業務を委託したものが主なものであります。

21ページ、22ページをお願いいたします。3目は火葬場・斎場費であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業は、指定管理料及び火葬炉等補修工事が主なものであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄6行目、需用費3,814万7,755円は、電気料、燃料費、薬品費等の執行残であります。不用額欄8行目、委託料209万9,553円は、焼却施設維持管理事業における焼却灰運搬業務委託料及び最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪業務委託料の執行残額等であります。不用額欄下から5行目、工事請負費216万3,700円は、焼却施設維持管理事業におけるごみ焼却設備補修工事等の執行残であります。

23ページ、24ページをお願いいたします。備考欄1行目、清掃センター管理事業は、清掃センターの運転管理業務委託、不燃ごみクレーンの補修工事及びダイオキシン類測定等を実施したものであります。備考欄2行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄3行目、粗大施設維持管理事業は、回転式破砕機内の部品などの購入及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄4行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事等を実施したものであります。備考欄5行目、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託等を実施したものであります。備考欄6行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスビン及びペットボトルのリサイクルに係る再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ181万5,683円を、またエコ小野上最終処分場関連で渋川市に500万円を交付したものであります。

3目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。25ページ、26ページをお願いいたします。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄5行目、需用費440万6,555円は、電気料、薬品費などの執行残額であります。不用額欄9行目、工事請負費412万8,820円は、酸素製造装置等補修、し尿処理貯留槽塗装工事などの執行残額であります。

備考欄2行目、環境クリーンセンター管理事業は、薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実

施したものであります。

4 款労働費の執行率は98.2%でありました。1 項労働諸費 1 目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄 1 行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校を運営している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成をしたものであります。

以上で歳出の 1 款から 4 款までの説明を終わります。引き続き、5 款消防費につきましては、消防長からご説明をいたします。

**議長（望月昭治議員）** 石坂消防長。

（消防長石坂勝義登壇）

**消防長（石坂勝義）** それでは、5 款消防費についてご説明申し上げます。

決算書27ページ、28ページをお願いいたします。消防費の執行率は94.6%であります。1 項消防費 1 目常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害対応に係る経費でございます。令和 2 年度の火災発生件数は34件で、前年度に比べ 8 件減少しました。内訳は、建物火災19件、車両火災 7 件、林野火災 1 件、その他の火災が 7 件でした。救急出動件数は4,780件で、前年度に比べ691件の減少で、搬送人員は4,273人でした。救助出動件数は92件で、前年度に比べ 6 件増加しました。主なものは、交通事故によるもので37件でした。

初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額の欄 6 行目、10 節需用費608万4,499円は、燃料費、電気料及び医薬材料費等の執行残によるものが主なものであります。不用額の欄11行目、18 節負担金、補助金及び交付金401万5,168円は、高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会の負担金の減額によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち、主なものについてご説明いたします。備考欄 2 行目、一般経費ですが、物品借上料は寝具のリース料及び複合機の借上料であります。備考欄 3 行目、応急手当啓発事業は、AED 及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。38回の講習会を開催し、661名が受講いたしました。備考欄 4 行目、職員研修事業は、県消防学校に19名、その他の研修に10名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得に係る負担金であります。備考欄 5 行目、救急救命士養成事業は、薬剤投与等の病院実習に 3 名を派遣し、救急体制の強化を図りました。令和 2 年度末で救急救命士は42名となりました。29ページ、30ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、職員健康管理事業は、B 型肝炎検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。備考欄 3 行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及び定期点検等を行いました。備考欄 4 行目、業務用備品管理事業は、救助用ロープ、カラビナ、ロープバッグ及び配置計画に基づく消防用ホース、化学防護服及び水難救助用ウェットスーツ等を購入しました。備考欄 5 行目、職員被服貸与事業は、新採用職員 4 名を含む職員の制服及びセパレート型防火衣等を購入し、貸与しました。備考欄 6 行目、救急事業は、救急用器具、感染防止用品、三角巾及び酸素ガス等を購入しました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当での指示及び救急資機材の点検に係る経費であります。備考欄 8 行目、消防共同指令センター運営事業負担金は、消防指令業務の共同処理に伴う高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会の負担金及び機能強化整備事業の負担金であります。

31ページ、32ページをお願いいたします。2目消防施設費は、消防施設の建設及び改修並びに車両更新に係る経費でございます。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額の欄4行目、12節委託料1,432万3,000円は、東分署建設工事基本設計業務委託に係る契約差金及び西分署と北分署の耐震診断業務委託に係る契約差金が主なものであります。不用額の欄5行目、14節工事請負費1,790万400円は、南分署建設工事に係る契約差金であります。不用額の欄6行目、16節公有財産購入費238万円は、東分署建設用地購入に係る契約差金であります。

備考欄1行目、消防自動車等購入事業は、南分署に配置している高規格救急自動車及び本署に配置している資機材搬送車を更新しました。備考欄2行目、消防庁舎建設等事業は、南分署の遺跡発掘調査等の委託料、東分署の測量及び建設工事基本設計の測量設計委託料、西分署と北分署の耐震診断調査委託料、南分署の建設工事請負費及び東分署の建設用地購入費であります。備考欄3行目、令和元年度繰越の消防自動車等購入事業は、本署に配置している水槽付消防ポンプ自動車を更新しました。

以上で5款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**議長（望月昭治議員）** 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 続きまして、6款からご説明を申し上げます。

6款教育費の執行率は64.9%でありました。1項保健体育費1目体育施設費は、環境クリーンセンターに併設した運動場の維持管理を実施したものであります。備考欄の運動場管理事業は、運動場の除草や樹木剪定に係る維持管理経費が主なものであります。

7款公債費の執行率は100%でありました。1項公債費1目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借入れた組合債に係る償還金であります。なお、令和2年度末の組合債現在高は18億6,440万9,000円となりました。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（望月昭治議員）** これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正  
予算(第1号)

議長(望月昭治議員) 日程第6、議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の主な補正の内容であります。歳入では、コロナ禍の影響で清掃センター事業系一般廃棄物の搬入量が減少していることに伴い手数料等を減額するための予算、前年度繰越金の充当、市町村負担金の減額による財源調整が主なものであります。

歳出では、人事異動による人件費の補正及びごみ処理施設費における電気料、薬品単価の減に伴い事業費を減額する予算が主なものであります。

内容につきましては、事務局長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(望月昭治議員) 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第13号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,561万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,214万1,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明につきましては、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は市町村負担金で、7,504万5,000円を減額するものであります。主な減額の理由は、前年度繰越金等の歳入予算の増加による財源振替によるもの及び歳出予算の組合職員の人件費の減、清掃センターの電気料、薬品等購入費の減額によるものであります。

補正予算後の市町村ごとの負担金の内訳でございますが、15ページをお願いいたします。最下段、総

合計で説明をさせていただきます。渋川市、補正後額17億2,512万2,000円で、当初予算対比8,122万1,000円の減額となります。吉岡町、補正後額5億712万8,000円で、当初予算対比402万4,000円の増額となります。榛東村、補正後額3億7,270万9,000円で、当初予算対比215万2,000円の増額となります。各区分ごとの説明につきましては省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページにお戻りください。2款使用料及び手数料2項2目1節清掃手数料の説明欄、事業系一般廃棄物処理手数料は1,088万2,000円の減額であります。これは、事業系一般廃棄物の清掃センターへの搬入量が減少していることによるものであります。

4款県支出金2項1目1節衛生費県補助金の説明欄、救急医療施設施設整備及び設備整備費補助金は395万2,000円の追加であります。これは、病院群輪番制病院の施設整備に係るもので、県の補助金の内示を受けたことによるものであります。

5款財産収入1項財産運用収入2目1節の説明欄、ふるさと市町村圏基金利子は25万2,000円の減額であります。これは、ふるさと市町村圏基金に係る定期預金利子の減額によるものであります。

7款繰入金1項基金繰入金2目1節の説明欄、ふるさと市町村圏基金繰入金は69万8,000円の減額であります。これは、充当先のふるさと市町村圏活動事業費の減額に伴うものであります。

最下段、8款繰越金は8ページ、9ページをお願いいたします。1項1目1節の説明欄、繰越金は5,620万4,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余金が確定したため、2分の1を歳入として受け入れるものであります。

9款諸収入2項2目1節雑入の説明欄、有価物売払収入は1,110万2,000円の増額であります。これは、アルミ、スチール等の売払い単価の増によるものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3の歳出につきましてご説明を申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明をさせていただきます。人件費につきましては、令和3年度の職員人事異動、市町村共済組合負担金率の改定及び令和3年人事院勧告に係る改定に伴う補正であります。人件費総額で1,214万9,000円の減額補正となります。内訳といたしまして、改定に伴う所要額は1,074万8,000円の減で、人事異動に伴う給料、職員手当は8万3,000円の減、共済費は負担金率の改定等により140万1,000円の増となります。

それでは、人件費以外についてご説明申し上げます。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費の説明欄1行目、広域イベント助成事業は20万円の減額であります。これは、安心・安全まちづくり支援事業補助金として群馬県消防協会渋川支部に20万円を予定したものでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い事業が中止となったため、減額するものであります。2行目、グリーンフラワー事業は75万円の減額であります。これも新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、補助金交付事業が縮小したことによるものであります。

3款衛生費1項保健衛生費1目の説明欄、病院群輪番制病院事業は592万8,000円の増額であります。これは、先ほど歳入でご説明したとおり、県から補助金の内示を受けたため、病院群輪番制病院の設備整備に補助金を交付するためであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費は12ページ、13ページをお願いいたします。説明欄1行目、清掃センター管理事業は744万円の減額であります。これは、電気料基本料金の契約差金による不用額を減額する

ものであります。説明欄 2 行目、焼却施設維持管理事業は100万8,000円の減額であります。これは、清掃センターに係る薬品購入費の入札差金による不用額を減額するものであります。

なお、14ページ以降につきましては説明を省略をさせていただきます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（望月昭治議員）** これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する 特別委員長報告

**議長（望月昭治議員）** 日程第7、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長報告の件を議題といたします。

本件に関し、特別委員会委員長の報告を求めます。

小池春雄議員。

（エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長小池春雄議員登壇）

**エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長（小池春雄議員）**

それでは、報告いたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長、望月昭治様。エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長、小池春雄。日付は令和3年10月21日です。

特別委員会審査報告書。

本特別委員会に付託の事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第99条の規定により報告します。

記。1、付託事件。エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する事項。

2、特別委員会の設置。(1)、設置の決議、令和元年10月18日。

(2)、委員会の定数、10名。

(3)、委員長、副委員長、委員の氏名。

令和元年10月18日。委員長、小池春雄、副委員長、山口宗一、委員、山内崇仁、田邊寛治、望月昭治、細谷浩、平形薫、角田喜和、小山久利、中澤広行。

令和2年3月27日の委員はお手元に配付のとおりです。

令和3年3月26日も同じくお手元に配付のとおりです。

令和3年3月26日もお手元に配付のとおりであります。

3、調査の経過及び結果。令和元年10月18日にエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査特別委員会が設置され、委員に山内崇仁、細谷浩、山口宗一、小山久利、田邊寛治、平形薫、中澤広行、望月昭治、角田喜和、小池春雄の10人を選任し、小池春雄が委員長に、山口宗一が副委員長に選任され、調査を重ねてまいりました。

これまでの経過につきまして報告します。

第1回、令和元年10月18日午後4時43分から午後4時51分まで。

正副委員長の互選。

第2回、令和元年11月8日午前9時半から午前10時2分です。

本件は係争中であるが、これまでの経過を聞きたいとの意見があり、経過の説明がありました。また、今までボーリング調査を行っているので、調査資料の提出を求めました。

第3回、令和元年12月18日午前9時半から午前11時31分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

ボーリング調査箇所と結果の資料が提出され、調査報告説明がされました。報告書では搬入路に基準値を超えている鉄鋼スラグと六価クロムの混入が確認されました。搬入路調査箇所では、1期工事か2期工事かで議論が分かれたところですが、入っている確認は共有できました。また、エコ小野上処分場にダンブカーで983台の混合碎石が入っているとの問題提起があり、次回資料提供と説明を求めることに決定をいたしました。

第4回、令和2年1月17日午前9時半から午前11時1分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

株式会社佐藤建設工業から現場に納入された碎石等の納品書と、佐藤建設工業が群馬県廃棄物・リサイクル課へ提出した作業日報との碎石数量の照合を行いました。納品伝票が改ざんされているとの意見と、されていないとの報告と改ざんされていないとの意見があり、結論には至っておりません。また、搬入記録983台分の資料請求を大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業に提出を求める決定を行いました。

第5回、令和2年2月14日午後5時28分から午後5時37分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

前回提出を求めた件につきまして審議をする予定でしたが、ダンブ台数983台、重量6,226トン分の内訳の分かるものを大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業にそれぞれ依頼しましたが、大同特殊鋼株式会社からは回答をしかねる、佐藤建設工業からは処分したのでありませんとの回答でした。また、エコ小野上処分

場の着工前写真の提出を求めることを決定いたしました。

第6回、令和2年3月27日午前10時24分から午前10時40分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

渋川市で議員の辞職に伴い、委員の異動がありました。渋川市選出の委員は、山内崇仁、細谷浩、中澤広行、望月昭治、角田喜和、石倉一夫の各委員、議長は田邊寛治氏となりました。

前回請求した着工前写真の提出があったが、前回提出の2枚しかないとの報告でした。また、1期工事と2期工事の確認と鉄鋼スラグの確認のために現地調査の提案がされ、次回現地調査を決定をいたしました。

第7回、令和2年10月20日午前10時38分から午後1時57分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

現地調査を実施しました。調査では進入路のナンバー1からナンバー3の確認とフェンスの境界も調査を行いました。会議室に戻り、意見を聞き、進入路のスラグの全量撤去を求めることで一致しました。よって、管理者にスラグ碎石の撤去を求める要請書の提出を行いました。要請文は以下のとおりです。

令和2年12月1日。渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者、高木勉様。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長、田邊寛治。

エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会において決定したことについての要請について。

平成29年9月渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場スラグ分析業務委託の報告によると、調査した敷地の3地点において、いずれも基準値を超えているものであります。令和2年10月20日に開催されたエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会において、その調査結果について協議した結果、調査結果に伴う碎石の早急な撤去を求めることを全会一致で決しました。つきましては、早急な対応を要請しますというものです。

また、株式会社佐藤建設工業から現場に納品した碎石等の納品書、ちょっとこれ3文字誤謬がありますけれども、これは削除してください。平成26年1月から平成27年1月10日の間の公印使用簿の提出を求めました。

第8回、令和3年2月15日午後1時30分から午後2時57分。

説明員、吉田浩事業課長出席。

前回提出を求めた納品書及び公印使用簿が提出され、協議が行われましたが、改ざんされているとの意見と、改ざんはされていないとの事務方の話がありましたが、論点ははっきりせず、事務方と協議し、その結果を次回協議しましょうとなりました。

第9回、令和3年3月26日午前10時23分から午前10時32分。

渋川市で議員の辞職に伴い、委員の異動がありました。渋川市選出の委員は、中澤広行、山崎雄平、茂木弘伸、須田勝、角田喜和、石倉一夫の各委員、議長は望月昭治氏となりました。

前回、角田委員と正副委員長で契約の件を調査することになっていましたが、どこの議会も3月定例議会があり、調査できませんでした。新しく委員となった方たちにこれまでの委員会議事録、資料の提供をすることにしました。

第10回、令和3年7月13日午前10時55分から午前11時31分。

説明員、木村毅事務局長、熊迫奈緒美総務課長、柴崎憲一事業課長出席。

吉岡町、榛東村で議員の辞職に伴い、委員の異動がありました。吉岡町で金谷康弘委員、榛東村で清水健一、小山久利の各委員が選出されました。委員会副委員長に小山久利委員が選出されました。新しく選出された各委員にこれまでの議事録を配付しました。

第7回の決定に基づき管理者宛てに出した小野上処分場のスラグ撤去要請に対する回答を求めました。管理者は令和3年3月3日付で大同特殊鋼株式会社宛てに小野上処分場で使用された鉄鋼スラグを撤去する対策工事の費用全額負担を求めたものです。これは環境基準を超過しているものでした。回答は、被覆措置を講じているため、連絡会議で撤去の必要はないとされたことにあると人ごとのように言っておりました。管理者は令和3年7月9日付で改めて同一の内容で大同特殊鋼株式会社に撤去費用負担の依頼を提出したと報告がありました。今後においては群馬県廃棄物・リサイクル課と協議して進めていくと回答がありました。

第11回、令和3年8月26日午前9時56分から午前10時13分。

説明員、木村毅事務局長、熊迫奈緒美総務課長、柴崎憲一事業課長出席。

これまで何度か大同特殊鋼株式会社に管理者を通じて撤去の要請を行いましたが、できませんとの回答でした。再度特別委員会としまして、管理者に撤去の要請を提出することを決定いたしました。要請文は以下のとおりです。

令和3年8月27日。渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者、高木勉様。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長、望月昭治。

エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会における決定事項の要請について。

標記の件につきまして、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会では、これまで、平成29年9月付渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センター小野上処分場スラグ碎石調査業務委託報告の調査結果に基づき、調査した敷地の3地点においてスラグ碎石の早急な撤去を求めることを委員会一致で決し、令和2年12月1日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者、高木勉氏に対し要請しましたが、いまだに撤去に至っておりません。令和3年8月26日開催の同特別委員会において、再度の要請を行うよう全会一致で決しました。つきましては、調査した敷地の3地点におけるスラグ碎石の撤去について、直ちに対応するよう、再度要請するというものです。

意見として、行政手続法第36条も参考にしながら進めてほしいとの意見もありました。

第12回、令和3年10月21日午前9時3分から午前9時16分。

説明員、木村毅事務局長、熊迫奈緒美総務課長、柴崎憲一事業課長出席。

特別委員会の審査報告案について検討を行いました。調査した敷地3地点におけるスラグ碎石の撤去について、渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、引き続き大同特殊鋼株式会社へ撤去の要請を行い、回答を令和3年12月31日までとし、撤去されないようであれば裁判も辞さないという確固たる態度をもって対応していただくよう提言し、審査報告書案については全会一致で議決しました。また、特別委員会に付託された事件が全て議了したことを確認しました。

4、結論。これまで、12回の会議において検討を重ねた結果、次のとおり結論といたします。エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会は、調査した敷地3地点におけるスラグ碎石の撤去について、渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、引き続き大同特殊鋼株式会社へ撤去の要請を行い、回答期限を令和3年12月31日までとし、撤去されないようであれば裁判も辞さないという確固たる態度をもって対応していただくよう提言をいたします。以上です。

**議長（望月昭治議員）** ただいまの特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

14番。

（エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長小池春雄議員登壇）

**エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員長（小池春雄議員）**

訂正がありますので。2ページですけれども、最下段の3月26日とありますけれども、7月13日というふうに訂正をしてください。

**議長（望月昭治議員）** ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（望月昭治議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって特別委員会付託事件の審査は終了いたしました。

これをもってエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会は消滅いたします。

---

## 日程第8 一般質問

**議長（望月昭治議員）** 日程第8、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内とします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

スラグ撤去について。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

**13番（角田喜和議員）** 通告に基づいて一般質問を行います。通告のテーマは、スラグ撤去についてです。

令和元年10月定例議会において、10名から成るエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会ができました。まず、スラグ撤去について改めて質問いたします。産業廃棄物に関する行政処分の指針では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて廃棄物の該当性判断に対する市町村の注意事項として、産業廃棄物に係る廃棄物該当性判断は都道府県が行うということになっ

ています。群馬県は、県内全ての自治体、広域組合等にスラグ使用調査を実施しました。渋川広域組合は、この調査に対してどのような報告をしていたのか、まずお示しをいただきたいと思います。

細部については、自席に戻り、質問をしていきたいと思います。よろしく願いをいたします。

**議長（望月昭治議員）** 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 廃棄物該当性の判断の調査についてということでご質問をいただきました。手元に具体的な資料はございませんが、当初の調査につきまして、廃棄物、当該スラグに伴うものは入っていなかったというような回答をしたかと思えます。その後、先ほど来特別委員会等でお話ございました搬入路部分について判明をしたというふうに考えております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 今答弁があったとおりです。その中で、まず指摘をしながら質問をしたいのですが、当初なぜ報告をしなかったのか。その経過が分かればといっても新たな局長ではちょっと分からないかもしれませんが、それについてどなたか分かる方がいらっしゃれば聞いておきたいのですが、どうでしょうか。お願いします。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 経過ということでございます。小野上最終処分場におきましては2期工事、エコ小野上最終処分場工事におきましては議会等でも質疑をいただいております。鉄鋼スラグ等が入っていないというようなご答弁をさせていただいておりますが、それを基に最終処分場には入っていなかったということでございますが、搬入路部分について、後々それが判明をしたため、報告をさせていただいたこととあります。搬入路部分につきましては、旧処分場の焼却灰を搬入するに伴い、搬入路が悪路のため入れたということが後日分かったため、報告をしたということになっていると思えます。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** その中で、廃棄物であるか廃棄物でないかということについては群馬県は判断をいたしました。その群馬県の判断に基づいて、当初なかったものが、調査した結果、進入路に入っていたということが確認をされました。それを、もう裁判の始まったその後でありますけれども、その中で大同特殊鋼株式会社のほうから調査費用まで出させて、3か所の地点を調査した、これはもう周知の事実なので、それ以上は言いませんが、その中で進入路に入っているスラグの状況について、若干おさらいになります。発言させてもらいます。進入路に入っているスラグの状況については、1期工事だというふうに言っておりますけれども、この部分の舗装状態と舗装構造だとか、その部分で見ると、舗装部分は一番上部は5センチメートル、それから舗装の構成部分は20センチメートル、これが2期工事だと。碎石が30センチメートルで、その下にスラグが70センチメートルあって、それは仮設道路に敷かれている部分ですから、私は全体的に2期工事と言えると私は考えています。2期工事だと思っております。この中で、2期工事の中で仮設道路を20トンの大型ダンプが荷を満載にして、30トン以上のダンプが出入りしていた、これも周知の事実であります。この中で土を動かす工事、10万立方メートル以上の土を動かすのに使っていた、あれだけの重みのあるトラックが出入りするのに、1期工事の中でそれだけのスラグを敷いておく必要はな

かったのです。あそこは滑り止め、灰を捨てに行くのに雨で滑るからというので入れたというのは以前にも確認しましたが、これだけのものが1度敷かれているということは2期工事を進めるためにここに路盤が敷かれているということになると思いますが、その辺のことについて、何でこれが1期工事で厚さが70センチメートルも敷かなければならなかったのか、その理由をお示してください。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** なぜ1期工事、旧小野上処分場の搬入についてそれを敷かなければならなかったかということでございます。もともとそのスラグが搬入された年度等も私どものほうで把握をしております。平成17年から4度にわたり搬入をされているというふうな記録が残っておりますけれども、やはり車を搬入するに当たって、ほじくると、ほじれるというような状況がありまして、一遍にその数量を入れたものではないというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、4回にわたり搬入をされているということですので、その都度スラグをその減ったところに入れたと、それが積み重なりまして、平成29年度にボーリング調査をした70センチメートルというところで階層になっているのではないかと想像しております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 局長、全然理解が足りないですね。平成17年度から平成21年度まで入った、これについては当初出てきたのは約280トン、300トンに満たない数量なのです、その合計が。でも、今回平成25年1月から平成25年8月の間に大同特殊鋼株式会社が群馬県に報告した数字が983台と言っているのです。それが2期工事が始まってからですよ。大同特殊鋼株式会社が983台入れたと群馬県に報告している、群馬県が調査した中で回答している、当時広域組合はありませんと回答している、それが途中から変わったのです。この大同特殊鋼株式会社が自ら2期工事が始まってから約8か月間の間に入れたという報告されているのがなぜ1期工事になるのですか。2期工事でなければこれは入らないのですよ。お願いします。

（11番須田 勝議員午前11時40分退席）

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 2期工事で983台のスラグが入っているということでご指摘をいただいておりますが、これにつきましては裁判等でも私どものほうの主張といたしまして、納入をしたというような書類はありますが、実際には鉄鋼スラグは納品をされていないということで、裁判の一審の状態でもそれは入っていないということで認定をされているところであります。また、県の委員会等の中でもご質疑がありまして、県のほうもその983台という書類は確認はしているけれども、対面調査により、それは入っていないものだというふうに認識をしているということで、私ども広域組合としては2期工事について鉄鋼スラグ等が入っていないということで考えております。248トンというのが搬入路の部分の納品分ということで、それにつきましては、議員ご指摘のとおり、あの部分に入っているのではないかと考えております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** これ1期工事、2期工事の議論を今さらすることは考えていません。特別委員会の

中でもこれについては管理者にしっかりと大同特殊鋼株式会社に向けて撤去、片づけを強く求めろという結論になっています。そういうことで、私は2期工事の中で使われていると思っています。その中で現地の調査もしましたが、普通だったら道路というのは通常真すぐに一定勾配でいくのですけれども、あそこだけが湾曲して工事がされておりました。これについて、湾曲があるということは、そこにスラグ、硬くて掘れなかったと、それが分かっていたということではないかと思うのです。それが裏づけられるのは、3点調査した、そうした中で1点、2点、3点目、一番上においては70センチメートル、それから一番下においては45センチメートル、途中が60センチメートルですよね。掘れないので、あそこは一定勾配から変わっていたというのがあるかと思います。だから、その時点で工事する現場ではスラグがあるというのは見えていたと私は思っています。そうでなければ、土砂が混じって土砂とスラグがあんこになっているのが生一本、これは今でもコア抜きしたものが組合に保管されています。その中に、私も見させてもらいましたが、砂の層は全くありません。ということは生一本のスラグがあそこには硬く投棄されているというふうに私は判断します。その中でしっかりと、これは一番最後に管理者のほうに聞きますが、このエコ小野上処分場については環境省の循環型社会交付金を使った事業だと理解していますが、それは間違いないでしょうか。

(11番須田 勝議員午前11時42分出席)

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

**事務局長（木村 毅）** まず、進入路の部分で盛り上がりがあるということでございますけれども、わざわざその部分のために盛り上げたというような認識はございません。現地を私どもでも確認をさせていただきましたが、確かに道路の勾配が途中で変わっているというのは認識をしております。急になって、途中で勾配が緩くなっているような二段勾配のようになっているかと思いますが、特にそのためにわざわざ勾配をつくったということとはございません。詳しくは把握はしておりませんが、地山が勾配差があったりとか、そういう部分は現況のままなっている部分もあるのかなというふうに考えております。

2点目の交付金の関係でありますけれども、議員ご指摘のとおり、適用となっております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 全く不可解な答弁するではないですか。地山が高くなっているから、地山どおりに施工したなんて、誰が見たってそんなの通らない話ですよ。通らない。詭弁としか言いようがない。

循環型交付金の関係で聞きましたが、それは循環型交付金で間違いないと。というのならば、これもずっと指摘をしてきましたが、再生砂を使いなさいという設計になっておりました。この設計になっていた再生砂はどこで作っている砂なのか、お示しをください。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

**事務局長（木村 毅）** エコ小野上最終処分場造成に関しまして再生砂はどこでというようなご質問でございます。こちらにつきましても以前からお話をさせていただいておりますが、エコ小野上最終処分場におきましては再生砂は使用しておりません。仕様として再生砂というふうにありましたけれども、近隣でなかなか再生砂だけで用意をするのが、調達をするのが難しいということでありましたので、山砂を調達を

したということであります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 再生砂がなかった。再生砂は、地元で小野上の業者がしっかりと作って、あるのですよ。どこにもないではないですよ。渋川市の地元で再生砂を作っている業者があるにもかかわらず、それを使わない。そして、明らかになっているから、名前を言いますと、OHKIだとか榛名PS、そこから入れたもの。設計どおり入っていなければ設計違反ではないですか。設計変更はしているのですか。確認します。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 設計変更はしておりません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 設計変更していない。契約変更していない。設計変更しなくても契約違反にはならないのですか。お示してください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 設計変更が契約違反かというご質問でございますけれども、再生砂を山砂に変更した場合ということでございます。この場合は、上位の部材に変更するというような形で、軽微な変更に入ると私どもでは考えております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 軽微な変更ではないですよ、これ。設計変更せずにやったこと自体がもう違反ではないですか。一番のポイントは、循環型社会推進法に準拠した交付金を使っている事業なのです。再生砂を使えるのであるなら再生砂を使うのが当然なのだけれども、それはほかのいい材料を使ったから、いいのだと。では、なぜゆえに工事写真で再生砂として写真が撮ってあるのですか。業者はうそを言っているのではないですか、それを。入れたものが違うのですよ。しかし、業者は再生砂だと言って工事写真を撮って報告しているのですよ。それで、再生砂を使うと言った。しかし、裁判の中で山砂を使ったと言い出しているのですよ。ですから、上位のいい砂を使ったから、いいのだなんて言っていないではないですか。そこが矛盾ですよ。どちらが本当なのですか。工事写真では再生砂だと。裁判の中で山砂だと言い出しましたよね。どちらが本当なのですか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 使用されているものは山砂でございます。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ならば報告書で業者は山砂を使ったと報告すればいいではないですか。設計変更もしない、写真をその写真を出す、実際は山砂であって再生砂だと報告する、こんないいかげんなことをされていいわけがないではないですか。30億円ものでかい事業の中で。こればかり言えませんが、こういう状況を改めて指摘をしておきます。これは、本来はあってはならないし、やったこと自体が私は違法だ

と思っています。

それから、この関連でいきますと、佐藤建設工業の作業日報が私は手に入りました。これを見ましたらば、中央混合所、これは大同特殊鋼株式会社がスラグ混合砕石を作っていた場所ですけれども、そのスラグ置場であり、ここから小野上の現場に佐藤建設工業が砕石を搬入している、スラグ混合砕石を搬入されているということがしっかりと書かれています。これについて佐藤建設工業は、買って販売していただけたということを言っておりますが、逆有償取引を佐藤建設工業も認めて、廃棄物処理の中間処理業の許可も取り消されていることから見れば、もう明らかに知っていて、これを材料に入れていたということがここからでも裏づけられるのではないのですか。

その関連で、あともう一点聞かせていただきますが、建設工事に関係する部分で7月25日、臨時議会で議決しました。これについては、コリンズの登録が10月20日、工期延長届、それから契約変更が10月23日に出された、これは以前の吉田事業課長もそういう答弁をしておりますから、間違いありません。この中で、契約書の中で、10月16日にその当時の現場の監督していた東京の設計会社が設計変更の契約を交わしています。この中で管理監督をしている会社が設計変更している、これについてテクリスの設計監理契約の届け出しというのがどうになっているか分かりますか、お示しをください。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 佐藤建設工業がスラグを入れたのは明らかであるというようなご指摘をいただいておりますが、この件につきましても裁判のほうで私どものほうも説明をさせていただいております。佐藤建設工業のほうにつきましては、日報等ではそういうふうになっておりますが、対面調査、反面調査等をして、入っていないというふうな認定を受けていると承知をしているところでございます。佐藤建設工業自体がどのような形で業務を行ってきたかはまた別という形になるかとは思いますが。

また、テクリスということでご指摘をいただきましたが、テクリスにつきましては特に届出等はされておられません。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 今答弁あったように、テクリスについては設計監理、そういったものについてしっかりと結ぶ契約になっておりますが、工事について、ところがテクリスの届け出しは契約そのものはされていないということが分かりました。業者に聞きましたらば、コリンズもテクリスも、設計と土木工事とは違うけれども、契約したそのときに1週間以内にしっかりと発注者側と受注者側でメールのやり取りをして、2週間以内に届けを出すというのがもう決まっているということでありました。これについて、コリンズに基づいて7月25日の契約を10月に作っていると。逆に、設計監理契約の届け出しについては10月16日付、これは公印記録簿、これも言いましたね、公印記録簿で確認された日付が10月16日なのです。それも7月に遡って契約されたことになっているのです。これも遡って契約はできないのです。そうなれば契約、1週間以内に登録するのですから、公文書偽造の扱いになると思いませんか。これを指摘しておきますが、いかがでしょう。

休 憩

午前 1 1 時 5 8 分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

会議は、午後 1 時に再開いたします。

---

再 開

午後 1 時

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 午前中に引き続きまして角田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、テクリスの関係でございます。テクリスにつきまして、出さないのは違法ではないかというご質問でございましたけれども、テクリスにつきまして、もちろんコリンズもそうなのですが、法的に義務というのにはございません。ただ、この制度の性質上、コリンズのほうにつきましては群馬県建設工事必携、いわゆる赤本の中でもそれを登録をするように定められておりますけれども、テクリスの登録につきましては、そちらのほうでも義務は定められてはいないというふうに考えております。また、参考としております渋川市におきましても同様の取扱いをしているというふうに聞いております。

続きまして、契約の公印の使用ということでございます。議員ご指摘のとおり、議決、その後決裁から公印使用まで3か月経過をしているというのは事実でございます。公印の流れ、押印を押す流れとしては、決裁後速やかに押印を押すのがもう事務の基本でございます。それに関しましては誠に申し訳なかったというふうに考えております。今後そのようなことはないように事務を適正化に図っていきたいと思います。しかし、だからといってその契約自体がそれをもって不成立というような考えではございません。以上になります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 午前中に引き続き一般質問を続けさせていただきます。

今現在コリンズについてはやっているが、渋川市の財務規則の中にもないよという回答でしたが、ここに平成21年8月20日付で群馬県の監理課建設政策室長から県土整備部所属長の土木事務所長宛てに指導通知というのが出ているのです。設計業務実績情報システムテクリスにおける補償コンサルタント等の業務の登録について、通知、このことについて下記により通知します。土木事務所におかれては関係する市町村へ送付をお願いいたしますというので、もう平成21年にテクリスの登録も基本的に行うようにという通知が出ています。これも渋川市がやっていないからということでなく、やっぱりそれはきちんとやるべきだと思うし、仮に渋川市がまだその手続を取っていないということであれば、管理者は渋川市長でありま

す。渋川市においても財務規則等の見直し、契約の見直しの中でしっかりとこのコリンズとそれに附属するテクリスについてもしっかりと手続を取る、契約をする、そういった方針で臨むべきだと思います。これは、管理者にその辺の考え方をお聞かせいただければと思います。突然の質問なのですけれども、考え方を示しただければと思います。平成21年にもう既に通知が出されているものでありますので、お願いいたします。

**議長（望月昭治議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 公共団体様々な契約がございます。この契約は、きちんと公平、公正に、そして法律に基づいてなされなければなりません。そういった観点から職員をしっかりと督励して、適正な契約事務を進めていくように指示、指導してまいりたいと思います。あわせて、コリンズ、テクリスについても当然のことながらきちんと対応していくように努めてまいりたいと思います。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** それでは続きまして、通告でもしておりますが、大同特殊鋼株式会社との交渉の身、協定書並びに撤去、片づけ、大同特殊鋼株式会社の今現在のスラグに対する立ち位置、考え方について続けて質問をさせていただきます。

大同特殊鋼株式会社との基本協定においては、平成29年6月16日付で当時の阿久津管理者と結ばれております。この基本協定に基づいていきますと、鉄鋼スラグ製品に関する基本事項を定めると、円滑な処理の遂行を図ることを目的とするという、細かな内容については別添に示すとおりということとなっておりますが、この間の大同特殊鋼株式会社との鉄鋼スラグ製品についての処理はどのような話し合いがなされてきたのか、お示しをいただきたいと思います。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 大同特殊鋼株式会社と協定を結んだ後の大同特殊鋼株式会社との協議ということでございます。協定を結んだ後に旧処分場の通路部分の3か所のポーリングを実施したわけなので、その部分の費用負担からまず始まったかと考えております。その後、今年の2月になりまして議会等でご指摘等ございましたし、その中で私どものほうとして大同特殊鋼株式会社と直接文書を交わしながら交渉をしているわけでございます。広域組合で、まず今年の3月3日に大同特殊鋼株式会社宛てに撤去費用の全額を負担を求める要望書を提出をしております。これに対しまして、5月31日付で大同特殊鋼株式会社から、まず最初の回答書がなされております。内容につきましては、議員ご存じかとは思いますが、3者の連絡会議、これは国土交通省、群馬県、渋川市の対応方針にのっとりまして被覆がされ、健康被害のおそれがないことから、要望に応じることはできないというような回答でありました。これを受けまして、事務局内部、また管理者と協議をした結果、その内容は到底受け入れられないということであったものですから、改めて要望書を提出ということになっております。7月9日に改めて、内容的にはほぼ同様の文章になりますけれども、再度要望書を、直接大同特殊鋼株式会社に来ていただきまして、手交をいたしました。これに対して回答は、令和3年9月14日付で回答書が提出をされております。内容につきましては、1回目の回答と同様というような形になりますが、連絡会議の対応方針にのっとり、広域組合

のみならず、現時点においてこれに関する対応については一律に撤去工事費用の全額負担は対応いたしかねると。それで、健康被害のおそれが生じ、対応が必要な場合は負担費用の協議に応じるというような内容でありました。この間、議会のほうから8月27日付で改めて広域組合管理者宛てに速やかな鉄鋼スラグの撤去を求めるという要請が出されております。現在この2回目の回答内容を見まして、また今日委員会等の報告等ございましたけれども、管理者と相談の結果、この後、速やかに3度目の要請を行うというように考えているところであります。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 今局長より説明、答弁もらったとおりと私も承知しています。その中で2021年、令和3年5月31日付で管理者宛ての回答について、大同特殊鋼株式会社が勝手に言っているところがあるのです。国土交通省、群馬県、渋川市における第3回鉄鋼スラグの連絡協議会にて決定した対応方針、それは群馬県と国土交通省、渋川市によるこの3者。広域組合は、この3者にはもう入っていないのです。勝手に大同特殊鋼株式会社がこの3者の協議に決定した方針に基づくとしているだけで、この中で群馬県とありますよね。それは、群馬県はどこを指すのか。3者ですよ。その3者が言っている方針だということですが、広域組合として、群馬県とはどこを指しているのか。その判断によってこの方針が決まっているわけですから、どこを指すのかお示してください。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 3者協議の群馬県はどちらかというようなご質問かと思えます。ホームページ等でも見れることはできるかと思いますが、この3者協議につきまして、群馬県はたしか県土整備部が主体的に入っているというふうに認識しております。広域組合といたしましては、県とは書いてあるのですけれども、環境森林部とはまた違うという形で対応をしていただけるのかなというふうに考えております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** そのとおりですね。県土整備部なのです、この群馬県というのは。県土整備部は、廃棄物はどういう位置にあるのか、どう対応しなければならないか判断できますか。県土整備部は。廃棄物処理法の廃棄物の取扱いについて県土整備部は判断ができますか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 廃棄物について判断ができるかというところでご質問でございます。たしか3者協議の中では規定値をオーバーをしているという形で、産業廃棄物というような定め方というか、そういうような微妙なたしか表現だったような気はいたしますけれども、その中で判断をするのは最終的には、部門はまた違う部門が判断するものではないかと思えます。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** そのとおりですよ。この判断は、廃棄物等の判断は群馬県の環境森林部の廃棄物・リサイクル課、これが中心になって判断するのです。それで、平成27年9月17日に群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課が、これは大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグは廃棄物だと認定したのです。廃棄物として認定されたものだから、これは、では撤去、片づけ以外にはないのではないのですかと幾度も言っ

いますが、この中で金科玉条のように今まで3者協議、3者協議と言っていましたけれども、3者協議の決定というのは廃棄物をどうこうしなさいという判断はできないのです。判断できないです。ですから、この弊社の基本方針そのものがもう回答の中では、私は合致しない、廃棄物処理法に基づくことではやっていない。ですから、この回答は不満だという、当然不満だから、もう一度、再度回答せよということで8月27日付で管理者のほうへ要請が出ていることだと思います。この辺については、撤去する箇所、しない箇所、存置だとか、そんなことを判断できないので、そのところは組合としてもしっかりと、スラグが入っていることは分かっているのですよね。基準値を超える毒が出ていることも分かっている。撤去しかないのです。撤去以外、存置します、何します、舗装されているから、いいですなんていうことは通らないのです。その辺について、しっかりとした態度で大同特殊鋼株式会社のほうに向かなければならないと思いますが、そのところはしっかりと対応を取っていただけますか。対応を取るべきですが、お願いします。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 大同特殊鋼株式会社に対してもっとしっかりと要求等をしていくべきだということなど指摘をいただきました。先ほど午前中の部分でも委員会の報告等もございました。法的な部分も含めて検討するよというご指摘をいただいております。大同特殊鋼株式会社に対しまして3回目の文書を出す際には、法的な部分についても少しお話をさせていただければとは思っておりますし、県の環境森林部のほうに対しましても、本組合においては3者協議には入っていないという部分をもう少し強く言っていきたいというふうに考えている次第です。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 高木管理者に質問いたします。

今も局長のほうから話がありましたが、このスラグの調査特別委員会でも最終報告の中にあります。毅然とした態度で大同特殊鋼株式会社に、産業廃棄物であるスラグは存置も何もない。廃棄物処理法、廃掃法の中には撤去、片づけしかないのです。それも、しっかりとした処理施設、処分場に持って行って片づけなさいというのが指針の中にもしっかりと書かれております。再度管理者の考え方を聞くと同時に、今後の裁判まで辞さない、その辺についての決意のほどを聞かせていただきたいと思っております。

**議長（望月昭治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** エコ小野上処分場におけるスラグの問題につきましては、これまで様々な経過がありまして、そして調査をし、基準値を超える数値が出ているということは明らかでございます。このことは、圏域の住民に対して健康を守り、そして環境を守っていくと、そういった基本的な考え方からして、撤去してもらわなければならないと私も考えております。撤去するについては費用が伴いますので、しっかりとした費用負担をしてもらおうという、そういう担保を取らないといけないと思っております。2回にわたって要請を続けてきております。そういったことも踏まえて、今回の特別委員会からの提言、議会としての委員会の提言、これも含めて、毅然として厳正に対処してまいりたいと思っております。

**議長（望月昭治議員）** 13番。

**13番（角田喜和議員）** 管理者からしっかりと毅然とした態度で臨むという答弁がありました。これについては、大同特殊鋼株式会社に対してスラグを撤去する、これを求めなければ、汚染土壌が増大する、またスラグの処理に関して組合が負担すべき金額が増大になることは必至だと私も思います。これについては組合が被害を被ることになる、またスラグの撤去を大同特殊鋼株式会社に対して求めなければ、それを放置すれば財産の管理を怠る行為になると思います。この処分場の道路の中にあるスラグの撤去請求権、これは組合の公有財産の所有権に関わる妨害排除請求権に基づく、これは民法の198条ですけれども、こういう観点にしっかりと立って今後の対処していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（望月昭治議員）** 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了します。

通告の順序により、1 SDGsの取り組み。2 鉄鋼スラグの撤去。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

**14番（小池春雄議員）** それでは、通告に従いまして2項目質問を行います。

まず、1点目でありますけれども、SDGsの取り組みについてであります。広域組合としての取組、持続可能な開発目標、SDGsは2030年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の目標ですが、広域市町村圏振興整備組合が実施できることは限られています。しかし、この目標に向かって行えることもたくさんあります。地球温暖化が叫ばれる現在、これまで行ってきた事業を大きく転換させるときだと思えます。当組合として実施しています廃棄物処理事業では、3か市町村が真剣になり取組が必要でありますけれども、その認識をどこまで持っているのか。また、認識を持っていても行動に出なければ前に一歩も進みません。この認識と今後の広域組合としてのSDGsに取り組む決意をまずお伺いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、スラグの撤去であります。昨年10月定例議会で管理者は、3か所の進入路は調査で基準値を超えているので、撤去に向けて大同特殊鋼株式会社と協議をしますと回答しましたが、大同特殊鋼株式会社の回答は、端的に言いますと、撤去を拒んでいるのが実情です。管理者、副管理者でしっかりと協議をし、早急に撤去されるよう取り組んでいただきたいと思えますけれども、正副管理者の決意をお伺いをするものであります。

**議長（望月昭治議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 小池議員の質問にお答えをいたします。

まず、SDGsについてのお尋ねでございます。SDGsは、持続可能な開発目標でありまして、2030年までに全世界で協力し合い解決すべき17の共通目標を掲げるものであります。これを広域圏に当てはめてみますと、特に広域組合に関係してくるものとして、水、衛生やエネルギー、そしてまた持続可能な消費と生産などが挙げられると考えられます。それらをさらに私たちの視点に置き換えれば、広域組合で処理するごみ、し尿処理などへとつながってまいります。そこから目標とする将来にわたる循環型社会の構築や資源の有効活用などへとつながってまいります。これらにつきましてはSDGsの根幹になるものと考えます。SDGsにかかわらず、既に取り組んでいるものもたくさんありますが、構成市町村の意見を聞

きながら、広域組合でさらにSDGsの実現に向けて何ができるかを考えて、行動に移してまいりたいと考えております。

それから、スラグの撤去、エコ小野上処分場の件でありますけれども、先ほど角田議員にも申し上げましたが、2回にわたっての要請に対しての大同特殊鋼株式会社の対応については誠に遺憾であります。毅然として対応してまいりたいと思います。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** このSDGsの取組につきましては、今行われております衆議院選挙の中でも大変大きな争点の一つとなっております、また多くの国民がこのことにも関心を持ち始めたといえますか、大きく持っているところだと思えます。これに関連する質問というのは、私は今年の2月の定例議会でも今後の広域圏のごみ処理の取組はどうしますかというような質問を行いまして、コロナ禍にあります、広域組合でできるものには限りがありますけれども、しかし大変私たちの生活と密着したものであって、リデュース、リユース、リサイクルと、この3Rを進めていきたいという発言は管理者からありました。そして、私は一番このことで広域組合として論議していただきたいというのは、特に吉岡町は次回の、小野上処分場、最終処分場が終わったら次は吉岡町の番と、8年後ですね。その準備といえますか、協議が吉岡町でも始まってきました。そうすると、どこでもその受けるところは嫌なものですよね。どっちかといいますと迷惑施設になりますから。しかし、私がここで考えなくてはならないのは、今までと同じような処理方法を続けていくということは、SDGsの精神からはやっぱり反すると。このごみ処理の問題というのは、徹底的な分別を行って、そして先ほど言いました3R、このことを徹底して進めて、今は食料残渣、これが人間が食べ切らない、食べ切らないで買ったけれども、捨てられる食品も大量にあるというのが社会問題になっています。こういう中において、住民それぞれが考えなければならない問題と、また広域組合としても今後の処理の方法を新たに考えていかなければならないという時代に来ていると思えます。でもしかし、私は3人の管理者によく聞いて終わりたいのですけれども、本当に今までみたいな処理方法でいいのかどうかということだと思えます。私は、この一般質問するに当たりまして、先進地事例をいろいろなところを検索してみましたけれども、ここに九州の大崎町というところが取り組んでいるSDGsに向けてのリサイクル状況を見ておりますけれども、リサイクルを例に取ってみますけれども、まずはごみ処理費用が半減すると言われております。リサイクルをすることによりまして。リユースをすることによって。今全国の平均がごみ処理の事業経費が1人当たり1万5,500円だそうですけれども、それが平均です。九州の大崎町というところも大体同じくらいだったのでしょうけれども、それを独自でリサイクルを強力に進めることによって、1人の処理料が7,700円というふうに半減したというのです。相当な金額なのですけれども、このことによって、分別することによってごみが減っていますから、そうすると最終処理もすごく減るのです。今のこの広域圏で行っているごみ処理の方法、ごみ量は、品目も、ある程度の分別収集は行われていますけれども、徹底した処理が行われていないものですから、清掃センターへ持ち込んで、そこで生ごみに重油をかけて燃しているというのが実態であります。つい先日調査しましたら、この広域組合で昨年度に使われた燃料は16万2,000リットルです。重油が16万2,000リットルです。ドラム缶で換算すると、ドラム缶810本です。810本の重油を使って、そして生ごみを焼却して、そしてまたその焼却残渣を、燃えかすをエコ小野上処分場へ持って行って埋立てしている。これが15年たったら

う満杯になって、次に移るという話なのですけれども、このやり方というのはまさに古いやり方なのです。先進地というのはこういうことをやらないで、生ごみの類いというものはかいタンクの中に入れて、発酵させて、メタン発酵させて、そのガスを使って、そこの処理の電気に使う。そしてまた、そこで残ったかすというのは肥料として使う。当然水も残りますけれども、その水というのは全く、嫌気性で発酵していますから、臭いがないものですから、これは農家にただで供給をしているというような取組を行っている事例というのが最近あちこちで増えております。私は、こういうことをすることによってごみの減量化が進むのだと思います。そしてまた、このことでコストダウンにもなるのです。そして、コストダウンにもなり、今の焼却残渣というものは小野上に、山へ持って行って捨てて、それで今のは、聞いているとクロード工法というので屋根かけたものだから、上に今度はどンドン水をかけて行って、それで塩分を取って、これ処理場が終わってもそれは10年も何年も続くわけです。先ほどの決算書を見ても、また年間にそれも5,000万円ぐらいの処理費用を払いますけれども、五輪平のそこにあるの……処分場の右側にある会社で請け負っている、水処理していますよね。あそこにまた5,000万円の金が動いている。共和化工ですね。それがまた終わってもまだ続くという。本当にお金を捨てているのではないかと思うのです。これを3市町村でしっかりと取り組んで、分別作業というものを行えば、出す量も減りますから、当然今度は処分場の経費も少なくなります。今度吉岡町に予定している最終処分場、要らないことにはならないでしょうけれども、今想定しているものの5分の1、あるいはその10分の1でも済むのではないかと思います。しかし、今のままこれを続けていけば、また同じ規模のものを吉岡町にも造らなくてはならない。このことは、だからSDGsの精神からすると、全く反しているのです。このことを考えれば、大きく転換をして、先進地事例を見て、お金もそんなにかからないということがはっきりしました。そしてまた、そこに参加する人が増えますから、雇用の創出にも大きなメリットが出てきます。そこで雇用が生まれますから、相当な人数の。そうすると、金はかけずに分別することによって、混ぜればごみですけれども、生かせば資源になりますから、こういう進め方を広域の3人の正副管理者がしっかりと十分に協議していただいて、その方向が見いだせれば、あと管理者たちというのは職員に指示すればいいのです。管理者にそんなところに行ってごみの分別しろと言っているわけではないですから。親分ですから、そのトップはそのことを指示して、今後の、だから広域組合のごみ処理はどうするのかという新たな方向へギアチェンジをしていただきたいと思うのですけれども、このことについてはぜひとも3人の正副管理者が協議をして、前に進めていかなければならないと思います。ぜひとも共通の認識を持って前に進めていただきたいと思えますけれども、まずは正副管理者のその考え方をお尋ねします。よろしくお願ひします。

**議長（望月昭治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** SDGsの目標に向けて、広域組合として果たせる役割は多くあると思います。その中の一つのごみの問題でありますけれども、ごみにつきましては、小池議員からもご指摘がありましたように、3Rをきちんと基本にして、資源の再活用をしていくことが大事だと思います。私たち一人一人がごみを減らすという、そういう意識を持たなければいけないと思っております。これは渋川市の例でありますけれども、もったいない条例といわゆる言っていますけれども、食品ロスを減らそうと、そして生ごみを出さないようにしようということで、生ごみ入っていません袋という、そういったことを市民に呼び

かけて、進めております。いろいろな形で取り組んでいかなければならないと思っております。広域圏管理者、副管理者協議をして、こういったことに取り組んでまいりたいと思います。副管理者のほうからまた答弁があらうかと思っておりますけれども、管理者としてはそう考えております。

**議長（望月昭治議員）** 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

**副管理者（柴崎徳一郎）** まず、小池議員には吉岡町の施設、これからの施設に対してのご配慮、意見いただきましてありがとうございます。

SDGsの共通目標であります循環型社会、これは皆さんが共通目標とするところでございます。渋川広域圏の中においても正副管理者お互いに意見を出し合って、そちらの方向に向かって協議、話し合いをしていけたらと思っております。以上です。

**議長（望月昭治議員）** 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

**副管理者（真塩 卓）** 副管理者として改めて答弁させていただきます。

先ほど管理者のほうからいろいろ話がありました。これから我々のほうにも提案なり、それが来るものと期待しております。吉岡町のほうもそれにやるということですから、榛東村だけ抜けるわけにはいかないとと思っておりますけれども、話を聞いて、またお金も当初はかかると思っておりますので、それらを含めて検討してまいります。ここですぐおっ始めるとかなんかいう、私からは言えません。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** すぐに始めることはできないというような回答がありましたけれども、というのは私はこの問題というのは今年の2月の広域組合の定例議会の中で、広域組合で分別収集をしながら、今後の最終処分場の問題であるとか、焼却処分場の問題であるとか、今後の対応についてただしているわけがありますから、当然このことが管理者会議の中で話し合われて、いい方向へ進んでいるのかと思ったら、どうもそのことがまだ管理者会議の中で俎上にもものっていないというようであります。私は、先ほども言いましたけれども、先進地事例というものをちょっと調べましたけれども、日本中でこの問題に多くの自治体に取り組んでおります。この渋川北群馬3市町村では組合をつくって一緒にやっておりますけれども、本当に先進地事例というのは、出すごみが8割は減っていた。先ほど私ちょっと話しましたけれども、これ九州の鹿児島県の大崎町というところの事例なのですけれども、リサイクルをすることによって、リサイクル、分別収集することによって、ごみの排出量を8割減らしたというのです。2割に減ったのです。8割減らしたのです。そのことによって、ぐんと金が、処理費用が圧縮されたのです。ですから、今まで使っていた最終処分場も、エコ小野上処分場でも31億円最終的にはかかりました。15年で31億円ですから、年間にしますと2億円をただの灰の処理をするだけでこれだけかかるのです。ごみをこちらで焼却処分しているのとはまた別な話ですから、そういうふうに見える、私はお金の心配することはないと思うのです。エコ小野上処分場の焼却残渣を捨てるだけで30億円ですから。その分をどちらかに回せば、いろいろなところに回せば、恐らくそれから、2割でも3割でも5割でも減らすことが可能なのだと思います。そのことが持続可能な社会、今の実情を見ると、私たちが飲む水、その水源の山のほうに要らなくなったものを捨てて、最後にはまた山から湧いてきた水を人が飲むということになるわけですから、それは天に唾を

するような話なのです。ですから、ぜひとも、先ほど管理者からも渋川市の私ももったいない条例をつくって、そして生ごみの処理にはまた補助金を出すとか、いろいろな施策を講じているというのは聞きました。でも、そのことをそれぞれの町村がばらばらでやるのではなくて、ぜひとも3か市町村で協議して、これからの未来、SDGsでは2030年、また2050年と言っていますけれども、本当に2030年を見越して、それまでにはもう今までの廃棄物の処理方法が大きく変わりましたということがそれぞれの住民から見ても分かるように、目で見ても分かるようにしていただきたいのです。この広域組合がリーダーとなれば、そこに住んでいる、その圏域に住んでいる人たちはみんなそれに従うのです。だけれども、皆さんがそれを示してくれないと、ああ、いいですね、渋川市はなかなかいいことやっていますねという話を言っても、吉岡町は、ああ、そうですかという話だけなのです。だから、そのことは広域組合として目に見える形で、今までの処理の仕方をこういうふうに変えますと、それには、私はこれまで事務局に行って聞いたのです。管理者会議というのはどの程度やっていますかと。そうすると、年に2回とか3回という話を聞きました。そうではなくて、もっと頻繁にやって、それぞれの市町村を代表する人ですから、議会がどれだけ頑張っても執行権はありませんから、その執行権者がリーダーですから、この人たちが行く先、方向先を定めてもらえば、あとはみんな従っていくのです。そのために、もっと頻繁に、この3人の方たちというのが、その圏域の住民が引っ張られていく。こうすれば私たちが、皆さんが示せば、それにみんな従っていくと思うのです。先ほど示した大崎町とか、こういう中で、ほとんどがみんな成功したというふうに言っています。住民の方も。ですから、協議をして、やはり前に進む、真剣になって取り組んで、皆さんが方向を出せば、あとはその方向性が出せたものは、職員に徹底させれば、あとは職員が動くのですから、ぜひともこのことを3者で、これまで年に3回なんて言っていないで、本当にもっと一月に1回ぐらいは協議をして、先ほどの決算がありましたけれども、年間30億円ものお金を使う予算を持って事業を行っているところですから、そのことを私はお願いしたいのですけれども、これ代表して管理者、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 小池議員から様々なご提案をいただきました。今、地球環境を守る、そういったことでCOP26がイギリスでも開かれております。今の状態で産業革命から世紀末には気温が2.7度まで上がってしまう。対策を講じた上でですから、これまでの1.5度で抑えようという、もうそれをはるかに超えていってしまうという、そういうことでいろいろな異常気象が発生している、そういうこともありますし、環境問題、プラスチックごみの海洋汚染といった問題もあります。身近なところでは焼却場が更新期に来ていると、新たな焼却場も造っていかねばならない、そういう時期にもやがて参ります。そういったときに大きなお金がかかってまいります。そういったことも想定して、私たちは持続可能な社会をつくっていかねばならないと思っています。そのために一人一人住民の意識を変えていくということも大事でありますし、そういったことを、私たち広域圏の行政を預かる者として、市民に啓発していかねばならない、そして新たな仕組みをつくっていかねばならないと考えております。渋川北群馬広域市町村圏域に11万、住民がおりますけれども、この暮らしをしっかりと守るために知恵を出していかねばならないと思っています。これまで以上に正副管理者緊密に連絡を取り、協議をして、そういった課題

に応じてまいりたいと考えております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** そこで、担当している事務局長でももちろん課長でもいいのですが、市長がこういう決意を述べられましたけれども、しかし手となり足となりして動くのはやはり事務方の方たちが実行に移すわけですね。また、いろいろなことを提言するのもまた職員の皆さんの仕事だと思うのです。そういうことで、私が先ほど申し上げたようなことを、これからの広域組合のごみ処理の在り方、SDGs というものを念頭に置いての広域組合としての進め方、こういうものを職員の皆さんとして、管理者と職員との体系というのですか、そういう中でこういうことを職員のほうから管理者側のほうへ提案をしていて、それが採択されて、前に進むというようなシステムというのは構築されているのですか。どうなのですか。また、これまでそういうことを行われてきたことはあるのですか。いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 事務局サイドから管理者、副管理者に対して新施策等々の提案、そういうようなシステムはあるのかというようなご質問をいただきました。現在のところ、特に来年の4月1日からプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律というのが施行されることによりまして、プラスチックごみの分別回収がかなり国のほうからも求められております。それに関しまして担当者レベルにおいて、そのプラスチックごみ分別回収を今協議中でございます。この辺のところをまとまりましたら、正副管理者に上げて提案をしてくるというような形になっております。また、各施設老朽化等が進んでおります。今後の施設整備等につきましても構成市町村の担当者と協議をしながら検討し、正副管理者会議等に上げていくというような形になるかと思っております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 聞いていると、あまり積極性というものは感じないのです。法改正等があつて、これからプラスチックごみをどうしろこうしろとかいう、そういう大変大きな流れの中で、それに沿って行っているというふうにはしか取れないのですけれども、私は、それぞれ首長さんというのはお忙しい方ですから、しかしそこで担当としてそのことを専門に行っている人たちというのはいま少し先進地事例というものを見て、先ほども焼却処分と言われましたけれども、焼却処分がいいのだから悪いのだからという、最後には多少の、10%、20%、10%ぐらいは焼却処分というのがありますけれども、焼却処分に頼らない方法のリサイクルというのもありますよね。ですけれども、聞いていると、また焼却場が古くなるから、また考えの中では同規模程度のを造ろうとしているのだから。あるいは、そうではなくて、徹底的な分別回収をすることによって焼却量を現在の3分の1にするのだ、4分の1にするのだということも可能だと思うのです。一般家庭から、これ広域の事務所へ行って、各家庭から出る生ごみというのはいどのぐらいですかと言ったら、厨芥類というのは11%ぐらいな話をしていましたけれども、私も帰っていろいろ調査してみたら、厨芥類、生ごみ類というのは四十数%なのです。というのは産業廃棄物と一般家庭から出る廃棄物、そういうものをみんなごっちゃにした中での厨芥類というのは確かにそういう数字になるのですけれども、そうではなくて、全体の廃棄物の中の厨芥類というものはそういう11%という数字のようです。ですから、これだって徹底的にそれを分解する。また、先ほど言いました生ごみというの燃す方法と、前に

も申し上げましたサイロの中に詰めまして、嫌気性バクテリアに食わせて、発酵させて、そして嫌気性って、嫌気性バクテリアですから、臭いは全く出ませんから、そういうことで処理をして、それをガス化して、そのガスは処理施設に使う。残りは肥料として使う。水分は残りますが、残った水分は液肥化して、これも嫌気性バクテリアというのを使えば全く臭いもしないというので、発酵も完全に済んでいますから、それを使うと、畑に入れても全然臭いもしないし、これをやっているところでは、液肥になるのですけれども、これが足りないくらいだというふうに言われています。こういうふうには循環できるのです。ましてこの渋川北群馬地域では農村も大変多く点在していますから、そういう需要はあると思います。そういう考えに立てば、今までの処理方法の延長ではなくて、新しい処理方法に一步出ていかないと、今あるものは何も改善しないのです。多少は分別処理というのが進むだけで。それでも大きな前進なのですけれども。いろいろな先進地事例を見ていく中で、システムとして広域組合の中で職員の中からそういうものが下から上がってくる、いいものを管理者会議の中で諮って、それを進めていくという、そういうシステムの構築が必要だと思うのです。そういうものがシステムができれば、管理者として、ああ、それがいいなと思えば、それは管理者の積極的に対応、採用していくという考えはお持ちだと思いますけれども、そういう観点でのまた管理者からの指示をぜひとも担当の職員にも指示をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 小池議員のご質問にお答えいたします。

いろいろな課題に行政組織がどう対応していくかということは非常に大きな問題でありますし、そのことは限られた資源を使って住民に対して最大の効果を上げていくことにつながります。絶えず私たち行政を預かる者はそのことに留意をして取り組んでいかなければならないと考えております。行政の執行の仕方にはトップダウンもありますし、ボトムアップもあります。このトップダウンとボトムアップがうまく形で日常的に組み合わせると、そのことで成果が出るものと思っております。広域組合においても正副管理者と、そして事務局職員と、いろいろな提案をし、そして議論をして、行政効果を最大にしていきたいと思っております。そういう方向で私も努力をしております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** それでは、ぜひとも先ほど言いましたように正副管理者と、また職員とで協議が十分に風通しよく行われて、ますますこの広域のSDGsに関する考え方が共有できるようにしっかりと協議をしていただきたいということを強く要望しまして、このSDGsの取り組みについての質問を終わります。

続きまして、先ほど管理者から回答がありましたけれども、私がこれ懸念するのは、何回言っても大同特殊鋼株式会社のほうから満足な回答が来ないということなのです。この会社に誠意があるのだろうかということも疑われるのですけれども、私はこのことが前から大変大きな問題だと思ひまして、それも私、今朝、吉岡町にもスラグが随分存置というか、置かれているのですけれども、どうしたものなのかなと思って、大同特殊鋼株式会社は今このことについてどういう考えを持っているのかなと思って、ちょっと見てみたのですけれども、これ今日インターネットで調べてみたものなのですけれども、2016年5月23日、

大同特殊鋼株式会社、群馬県吉岡町による大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出されたスラグの使用箇所及び調査状況について公表しますの件というので、これは2016年5月23日です。5月20日金曜日、群馬県吉岡町のホームページにて、当社渋川工場より排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石を使用した町発注工事の調査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし誠に申し訳なくおわび申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございますと今でも出るので。だから、そこに入ったことが迷惑をおかけして大変申し訳なく思っていると。申し訳なく思っている人が、今度は広域組合でここにあるから、撤去してくれと言ったら、ああでもないこうでもないなんて理屈をつけて、結果的には対応しかねますというのです。果たしてこんなことでいいのだろうかということなのです。これが大同特殊鋼株式会社の誠意というのですか、文書で書いてあるものと今の対応です。先ほどから角田議員からも質問がありましたけれども、ちょっとおさらいを試みますけれども、事務方のほうではこれは1期工事で、3か所の撤去してくれというのは1期工事ですよと言っていましたね。では、これは1期工事だと言うには理由がありますよね。では、いつ、誰が入れたものですか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 1期工事、旧小野上処分場の搬入に伴い入れたスラグをいつということでございます。こちらのほうで把握をしているのは4回納入をされているということでございます。平成17年の納入日でいきますと11月、平成18年7月、平成21年5月、平成23年12月ということ把握をしております。先ほど来申し上げておりますとおり、搬入路が車が通ることによって悪くなるということで、そこにスラグを入れたということでもあります。こちらのほうにつきましては、当時施設管理をしておりました群馬丸太が申出によりそこに入れたというような、こちらのほうで資材購入をして入れたというふうになっていると考えております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** そうすれば、一義的には、製造者責任もありますけれども、そこに違法なものを入れた搬入者に撤去を求めるとするのが筋かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 一義的に搬入者に対して請求をするのではないかとというようなご質問をいただきました。その当時につきましてスラグの危険性等云々は全くなかったような形でありまして、平成29年の協定等によって大同特殊鋼株式会社と協定を結んでいるということなので、現在のところ大同特殊鋼株式会社と協議をしているというようなところでございます。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 丸太は大同特殊鋼株式会社の子会社だということは承知してはいますが、榛東村にもメガソーラーのところにスラグが入ってしまっていて、当然大同特殊鋼株式会社の材料ですけども、そこに入れた人の責任ということで、榛東村はまずは佐藤建設工業に撤去要請をしているようでもありますけれども、私は、入れた、まず、製造者責任はありますけれども、入れた人がそれが処理できなければ製

造者に二段構えで撤去を求めるとというのが本来かなと思うのですけれども、基本協定でもこの部分というのは大同特殊鋼株式会社との基本協定ですから、でも入れた人がいれば、まずは入れた人に求めるというのが筋のような気がするのですけれども、そこは丸太ではなくて、なぜ大同特殊鋼株式会社なのでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** なぜ丸太に請求をしないのかというようなご質問でございます。先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、当初に入ったのが平成17年ということで、そのもの自体の毒性等々につきまして組合のほうも認識をしていなかったところの中で、現在大同特殊鋼株式会社と協議をしているという経緯になっております。今後、法的な手段というようなお話も先ほど来ございましたけれども、例えば県の監督官庁等に出す際には、どういう形で出せばよろしいかというのを相談しながら対応していきたいと考えております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 私は、大同特殊鋼株式会社がそれで分かりましたと従ってくればいいのです。大同特殊鋼株式会社が従わないから、そうすると入れた人に撤去してもらいましょうというふうに思うのも当たり前ではないですか。それをまた大同特殊鋼株式会社に言ってしまうと、入れた人はもう関係ないような顔をしてしまうのです。ですから、大同特殊鋼株式会社が嫌だと言うのだったら、駄目だったら、ではそのものを入れた、これはもう環境基準を上回っていて、フッ素も六価クロムも出ているわけですから、丸太に、大同特殊鋼株式会社が嫌だ、嫌だと言っているのだから、まずそっちに撤去を求めたらどうですか。それでもどうしても駄目だったらまた考えるのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 群馬丸太に請求をしたらどうかというようなお話をいただいております。今後、今大同特殊鋼株式会社とお話をしているわけなのですけれども、違うスタンスのアプローチの仕方という形で、少し内部で協議をして、丸太に出すべきだというような形でいくとなれば、丸太に依頼をすると。また、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、県のほうの処分庁に対してもアプローチをして、法的手段をぜひ取るようにという形で、何段か構えでできればいきたいなと考えております。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** ちょっと質問が適当であるかどうか分かりませんが、同じ管理者として、先ほど例に出しましたけれども、榛東村の副管理者がいますけれども、榛東村もメガソーラーのところを撤去要請を佐藤建設工業にしているというふうにお尋ねしましたけれども、差し支えなかったら、直接大同特殊鋼株式会社ではなくて、なぜ佐藤建設工業なのか、そして佐藤建設工業のほうに請求するにはなぜいいのか、その辺のことでお知恵をお借りできればと思うのですけれども、話していただけたらお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

**副管理者（真塩 卓）** よく聞いてくださいました。我々のほうも腹が煮えくり返るぐらいこれに対しては一生懸命やらなければならないし、同時に先ほど話を聞いていて、あれどうなのかな。我々のほうは、はっきり言うと、契約を結んでいる者については佐藤建設工業です。それを作った者は大同特殊鋼株式会社かもしれませんが、私としては契約している者が佐藤建設工業なのです。まず、佐藤建設工業に対して相当強い、これを入れ替えなさいということを私はやっております。これから管理者のほうからいろいろ出るかもしれませんが、私はこれがなかったとき、また瑕疵責任の問題とか、そういうのがありますから、法的措置も私はやるべきだということに考えております。そうでなければ住民がどうなるのですか。10年、20年後に、我々はいつ死ぬか分からないから、いいかもしれませんが、逆に小池議員は長く生きるかもしれないけれども、子どもとか孫にどういう我々は説明ができるのか。あのときのじいちゃん、ばあちゃん、ろくなものではないやと言われますよ。そういうことも含めて、いいの悪いのというより、私は契約したところと、これは法的措置も考えて、やる考えです。言っている内容については、今まで小池議員が言うような考えと私は似ているのかなというように思っております。ありがとうございました。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** というように、局長、よろしいですか。事務局長。というように私はこれまでの工事も、要するに契約というのは契約した相手に対して、その人が入れたわけですから、その人に撤去してもらうというのが当然筋だと思うのです。それが撤去できないと、財力的にできないというのであれば、それを出した人の責任になるのだと思うのです。まずは契約者に責任を持ってもらうというのが当たり前ではないですか。その方向で進めていっていいのではないですか。それが駄目だったらまた次のことを考えるということで、請負契約をしたわけですから、請け負った人が入れたのですから、請け負った人が間違っただけのものを入れたら、それは出してもらう、当たり前のことではないですか。そのことがまだまだ続いている。このことについての回答をまず求めます。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** 請求者を群馬丸太ということでしたらどうかということではいただいております。材料につきましては、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、広域組合が部材を購入をして、実際にそこに道路に埋めていったのは請け負った群馬丸太という形で、若干榛東村の案件とはちょっと違う部分もあるかと思えます。その辺のところを比較しながら、改めてどちらのほうに出すか、最終的には撤去するのが最終目的でございますので、なるべく早い方法でできる方法はいかがかという形で検討していきたいと思えます。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** そのことが進まないから、私はあえてここで質問しているのです。それも遅々として進まない。全然進まないのです。

最後になりますけれども、ぜひとも、契約しているのですから、その契約した相手に瑕疵があったわけですから、その請求の件は契約相手にするのが私は筋だと思います。

それと、エコ小野上処分場にもスラグが入っているのではないかと、いや、入っていないという、その押

し問答があるわけなのですけれども、私はこのことは、これまで、私たちは入っているということで、それを撤去させろというので裁判していますけれども、組合と業者が一緒になって、入っていないと言っているのですよ。言っているのですよ、入っていないと。ずっと監督も入っていないと。これ簡単なことなのです。私たちがそこのところに入っているのではないかというふうに心配しているところを、広域組合管理者のそのお三方が協議してもらって、やつらがそんなうるさいことを言っているのだから、ここで、ではそこのところを調査しようではないかといって調査して、なければ、これはもうないのですよ。あればあるのですよ。ですから、調査して、調査をしないで、そのときに、昔、そのときの監督がないと言った、渋川市のそのときの担当の職員も見て、入っていないと言ったから、ないと言っているのです。でも、普通疑いかけられたら、まずはそこを調べましよう。調べて、なければ、私だってここで裁判なんてする必要ないですよ。広域組合で余分な金を何百万円もかける必要ないのです。調査して、ありませんでしたもうないのですから。そこをあえて調査もしないで、何で裁判するのだから私は分からないのです。皆さんが調査しないのだから。ぜひこのことは調査していただきたいのです。はっきりするでしょう。調査して、なければいけません。このことを私はぜひとも、はっきりしますから、このことを3人の管理者で協議をして、結論を出していただきたい。これまでの協議を、議会での話を聞いて、私の考えが間違っているのだから、それともやろうの言うことには一部理があるなというふうに思っていたいただければ、管理者が、では調査しようということになれば簡単に調査できるのですから、ぜひその調査をしていただきたいと思えますけれども、それぞれ3人の管理者にその決意、考え方をお尋ねをしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

**事務局長（木村 毅）** ただいま小池議員のほうからエコ小野上処分場に関してボーリング調査等をしたら分かるのではないかとということで質問をいただきました。エコ小野上最終処分場及び旧処分場におきましては、大同特殊鋼株式会社を経費によるボーリング、県によるボーリング、また広域組合によるボーリングと、都合3回ボーリングを行っております。大同特殊鋼株式会社につきましては、もとより先ほど来ありますように、スラグを使ったというところであります。他の2か所につきましては、エコ小野上最終処分場の工事用地、通路部分等々やっておりますけれども、鉄鋼スラグは入っていないだろうということで結果が出ておるところであります。

**議長（望月昭治議員）** 14番。

**14番（小池春雄議員）** 私は、事務局長に言ったのではなくて、このことというのは、今まで先ほど話していたように、大同特殊鋼株式会社が大同特殊鋼株式会社の金をもって調査したところなんていうのは、それはないだろうというところをしたに決まっているのです。私たちがこの辺にあるのではないかとこのところを調査してもらって、なければいけませんので、それでいいのだと言っているのです。ですから、そのところを聞いているのです。ぜひとも、時間がなくなりますから、すみませんが、短めにお答えをお願いします。

**議長（望月昭治議員）** 事務局長。

（「事務局長に言わないよ。聞いていないよ。管理者の3人が必要だというんだよ」と呼ぶ

者あり)

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(「議長、時間がないよ」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 答弁させます。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 先ほど小池議員のほうから大同特殊鋼株式会社の経費で指定した場所をというようなお話をいただきました。大同特殊鋼株式会社の経費で行った場所につきましては、先ほど申し上げたとおり、旧小野上処分場の通路部分であります。それ以外の部分につきましては、受託者である業者、また県のほうのポーリングでありますので、大同特殊鋼株式会社のお金はかかっておりません。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 正副管理者に先ほど回答を求めたのですけれども、お願いします。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) これまでの経過も踏まえまして、よく検討してまいります。

議長(望月昭治議員) 柴崎副管理者。

(副管理者柴崎徳一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) 環境基準値を超えた鉄鋼スラグは撤去すべきだという認識でおります。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 管理者のほうから相談があるようでございますので、先ほどの管理者の答弁のとおり、相談に乗りたい、それで3人でまた決めて、みんなに報告したいというように思います。

議長(望月昭治議員) 以上で14番、小池春雄議員の一般質問は終了いたします。

---

閉 議

午後2時22分

議長(望月昭治議員) 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。  
これにて会議を閉じます。

---

管 理 者 挨 拶

議長(望月昭治議員) 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。  
高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

**管理者（高木 勉）** 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決を賜り、ありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいります。

現在新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種も進展し、第5波の流行も収束に向かっております。この広域圏内における社会経済活動につきましても感染予防対策を講じた上で徐々に再開している状況でございます。議員の皆様方におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

---

## 閉 会

**議長（望月昭治議員）** これをもちまして令和3年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 望 月 昭 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 金 谷 康 弘

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 山 崎 雄 平